

入 札 説 明 書

総合評価方式（特別簡易型）による条件付一般競争入札（野北漁港駐車場用地排水工事）については、入札公告、入札の心得、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札参加の申込み書類等の提出について

（１）提出書類について

本競争入札の参加希望者は、入札公告に定める入札参加資格を有することを証明するため、次の各号に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を糸島市の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出してください。ただし、やむを得ず電子入札システムを利用できない場合は、市役所契約検査課窓口まで持参してください。

- ア 総合評価方式（特別簡易型）による条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１０１号）
- イ 同種工事の施工実績調書（様式第１０２号）
- ウ 配置予定技術者重複申請状況調書（様式第１０３－１号）
- エ 配置予定技術者等の資格・工事経験調書（様式第１０３号）
- オ 技術評価資料の提出について（様式第１０４号）
- カ 建設業許可通知書の写し
- キ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
- ク 市税の現に滞納がないことの証明
- ケ 最新の「経營業務の管理責任者」及び「営業所における専任の技術者」を確認できる書類
- コ 重複申請書（様式第１０５号）

（２）提出書類の作成について

提出書類は、次のとおり作成してください。

- ア 入札公告日、工事名を確認の上、様式第１０１号に記載してください。
- イ 入札参加資格に係る同種工事の施工実績を様式第１０２号に記載し、同種工事の内容及び完成が確認できる書類（請負契約書の写し（契約変更がある場合、変更契約書の写しも提出すること。）または工事履行証明書（写し可）、竣工時工事カルテ受領書の写しの２点）を添付してください。
なお、本様式に記載する入札参加資格要件としての同種工事の施工実績は、申請者が本店であれば本店の実績、支店等であれば支店等の実績とします。
- ウ 糸島市の他の公告案件において申請中の技術者で申請する場合は、配置予定技術者重複申請状況調書（様式第１０３－１号）を提出してください。
- エ 入札参加資格に係る配置予定技術者の資格及び同種工事（「別表１：評価項目及び評価基準」の【注４】による工事（建築一式工事については民間工事实績を含む。））の従事経験を様式第１０３号に記載してください。この場合においては配置予定技術者として複数の技術者を記載することができます。ただし、複数人申請した場合、技術評価において評価の最も低い者を加算点の対象とします。

なお、配置予定技術者には、入札参加申請日以前に３か月以上の雇用期間が必要です。また、建設業法第２６条第３項に基づく工事現場ごとの専任の主任技術者又は監理技術者を要する工事においては、配置予定技術者は建設業法第７条第１号の規定による経營業務の管理責任者でない者及び建設業法第７条第２号または第１５条第２号の規定による営業所における専任の技術者でない者とする。こと。

添付書類は、技術検定合格証明書または監理技術者資格者証、継続的な雇用関係を証する書類（監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し若しくはこれらに準じる資料または雇用証明書【糸島市様式】）、発注機関発行の工事成績評定点が確認できる書類、工事の従事を示す竣工時工事カルテ受領書を提出してください。

オ 技術評価の際の資料として使用するので、様式第104号の各項目について記載してください。
なお、「1. 過去10年間の工事实績」は、申請者が本店であれば本店の実績、支店等であれば支店等の実績とします。

添付書類は、発注機関発行の工事成績評定点が確認できる書類（糸島市発注工事の場合は不要）及び竣工時工事カルテ受領書等を提出してください。

カ 建設業許可通知書の写し

建設業法第3条の規定に基づく建設業許可通知書の写しを提出してください。

キ 総合評定値通知書の写し

本入札への参加申請時点において最新分の総合評定値通知書の写しを提出してください。

ク 市税の、現に滞納がないことの証明書（法人及び代表者）の写し

糸島市に納税義務を有する者のみ提出してください。

※ 証明書の有効期間は、発行日が入札公告日より3か月前までとします。なお、糸島市では、市民課にて証明書を発行しており、本人以外が請求するときは委任状が必要となります。

ケ 配置予定技術者の確認のため、各事業所における最新の「経營業務の管理責任者」及び「営業所における専任の技術者」を確認できる書類を提出してください。

コ 同日公告の工事において重複して申請する場合、重複申請書を提出することにより同様の内容となる提出書類を省略することができます。

サ その他

（ア）申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

（イ）提出書類は入札参加資格審査の結果に関わらず、返却いたしません。

（ウ）原則として提出後の書類の差し替えは認めません。

（3）書類の提出方法について

入札公告に定める提出期限までに提出してください。

ア 提出先

糸島市経営戦略部契約検査課（以下「市役所契約検査課」という。）窓口

イ 提出方法

提出書類はPDF形式で作成し、電子入札システムにより提出してください。ただし、やむを得ず電子入札システムを利用できない場合は、市役所契約検査課窓口まで持参してください。

差出控えについては、開札まで各自で保管してください。

ウ 提出期限

提出期限とは、市役所契約検査課窓口へ提出する期限とし、入札公告に定められた日時を過ぎて提出された場合は無効となります。

2 仕様書等の閲覧及び取得について

仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、入札公告に定められた期間、方法により閲覧及び取得できます。

3 仕様書等に関する質問について

- (1) 仕様書等に関して質問がある場合は、入札公告に定める期限までに質疑書（任意様式）を提出してください。
- (2) 質疑書は、市役所契約検査課へ電子メールにより提出すること。その他の提出は無効とします。
- (3) 質問に対する回答書は、質問者へ電子メールで送付するとともに、市役所契約検査課窓口でも閲覧できます。

4 入札参加資格確認結果の通知について

- (1) 提出された書類の審査後、入札公告に定められた期日に各申請者へ電子メールにより入札参加資格の有無について通知します。
- (2) 入札参加資格がないと認めた理由について説明を希望する場合は、入札公告に定める期限までに市役所契約検査課へファクスにより提出してください。その他の提出は無効とします。
- (3) 説明を請求した者に対する回答書は、請求者へファクスで送付します。

5 入札書の提出について

- (1) 入札書に記載する金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- (2) 入札公告に定める入札書受付期限までに提出してください。なお、提出された書類の差し替え及び撤回は認めません。入札の辞退については、入札書を提出する前に申し出てください。

6 工事費内訳書の提出について

入札参加者は、入札書提出時に工事費内訳書を提出してください。様式については、糸島市公式ホームページに掲載しています。

7 入札の中止について

入札参加有資格者が無い場合、又は入札参加者が無い場合は入札を中止します。

8 開札について

入札公告に定める日時に行います。

9 総合評価の方法

特別簡易型で定める評価は、別表1：評価項目及び評価基準により算出された数値（以下「評価値」という。）をもって評価します。

10 落札者の決定について

落札者の決定にあたっては、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価値の最も高いものを落札者とします。

ただし、評価値の最も高いものが2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとします。

11 入札結果及び入札参加有資格者の公表について

入札結果及び入札参加有資格者の公表については、入札終了後又は契約締結後、糸島市役所情報公開コーナー、市役所契約検査課窓口等にて公表します。

12 各種様式について

入札書等の各種様式及び記入例は、糸島市公式ホームページに掲載していますので、各自ダウンロードして使用してください。また、インターネットをご利用できない方は、市役所契約検査課窓口にて配布いたします。

13 支払条件について

前払金は有り、部分払については関係各課と協議のうえ決定します。

14 入札に参加する者に必要な資格等の補足

公告の「2 入札に参加する者に必要な資格等」の「(5) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。」について、次のとおり補足します。

(1) 本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社五省コンサルタントである。

(2) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次のいずれかに該当する者である。

ア 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

イ 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

ウ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を兼ねている場合における当該建設業者

15 公正な入札の確保について

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行うことはできません。